# 令和7年度奈良県被保護者金銭管理等自立支援事業 業務委託公募型プロポーザル募集要項

#### 1 目的

令和7年度奈良県被保護者金銭管理等自立支援事業業務受託事業者の選定について、効率的で効果の高い事業が実施できるようプロポーザル方式により企画提案の公募を行う。

#### 2 業務の概要

(1)委託業務名

令和7年度奈良県被保護者金銭管理等自立支援事業業務委託

(2)委託業務の内容

本事業は、被保護者で、生活費を適正に管理できずに生活に支障をきたしている者の金銭管理支援を実施することにより、安定した生活の維持を支援するとともに、保護基準の範囲内で安定的な社会生活を営み、その意欲や金銭管理能力を向上させ、日常生活自立の促進を図ることを目的とする。

詳細については「令和7年度奈良県被保護者金銭管理等自立支援事業業務委託仕様書」 のとおりとする。

(3)業務委託の期間

令和7年5月1日(木)から令和8年3月31日(火)まで

(4) 委託上限金額 5,300,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

### 3 スケジュール

- (1) 募集要項等の配布及び配布場所
  - ① 配布期間

令和7年3月28日(金)から4月14日(月)まで (土曜日、日曜日、祝日を除く。)各日とも午前9時から午後5時まで

② 配布場所

奈良市登大路町30番地 奈良県庁本庁舎3階 奈良県福祉医療部地域福祉課

- ※ 郵送による配付は行わない。
- ※ 募集要項等は、「奈良県福祉医療部地域福祉課ホームページ」で公開する。

http://www.pref.nara.jp/1644.htm

- (2) 質問の受付
  - ① 受付期間

令和7年3月28日(金)から4月7日(月)午後5時(必着)

- ② 提出方法
  - ・「質問票」(様式7)により、電子メール又はFAXで下記担当部課へ送付すること。(口頭又は電話での問合せは受け付けない。)
  - ・質問事項は、様式1枚につき1問とし、簡潔に記載すること。
  - ・電子メールで送付の場合には、件名に「奈良県被保護者金銭管理等自立支援事業業

務委託質問票の送付」と表記すること。

・質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を妨げるおそれのあるものを 除き、「奈良県福祉医療部地域福祉課ホームページ」上にて公開する。

個別には回答しない。 http://www.pref.nara.jp/1644.htm

#### (3) 参加表明書の受付

- ① 提出期限
  - ・令和7年4月14日(月)午後5時(必着)
  - ・持参の場合の受付は、午前9時から午後5時までとする。
- ② 提出方法
  - ・参加表明書(様式1)を郵送又は持参にて下記担当部課へ提出すること。 なお、郵送の場合は、必ず電話にて送付した旨を連絡すること。

※本件は、電子契約も可とする。電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を参加申込書とあわせて電子メール、郵送または持参の方法により提出すること。

#### (4) 企画提案書の受付期間

令和7年3月28日(金)から4月22日(火) (12時必着) 各日とも午前9時から午後5時まで(※土曜・日曜を除く平日) (最終日は12時まで)

※提出書類等詳細については、「5 応募手続き等」を参照すること。

(5) 事業者決定

令和7年4月下旬(予定)

(6) 担当部課

奈良県福祉医療部地域福祉課 保護係(担当:花井)

〒630-8501 奈良市登大路町 30

TEL 0742-27-8548

FAX 0742-22-5709

メールによる連絡を希望する場合は、電話でメールアドレスを問い合わせること。

#### 4 参加資格要件等

(1) 参加資格要件

企画提案を提出する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ②参加表明書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置 要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- ③物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)による競争入札参加資格者のうち、営業種目「Q7諸サービス」で登録している者であること。(ただし、企画提案書提出時点において登録が認められていれば可とする。)

④公告の日から過去5年以内に、国又は地方公共団体(国又は地方公共団体が設立する 独立行政法人も含む。)からの福祉又は雇用分野に関する相談支援業務を受託し、誠 実に履行した実績があること。

#### (2) 共同提案

複数の事業者がグループを構成して応募する場合は、当該グループの代表となる事業 者及びグループの全ての構成員が上記(1)の要件を満たすこと。

※応募後、グループの代表となる事業者及び構成員の変更は、原則として認めない。

### 5 応募手続き等

応募については、1応募者につき1提案に限る。

(1) 提出期限

令和7年4月22日(火)12時(必着)

- (2) 提出場所 上記3(6)の担当部課に同じ
- (3)提出方法

持参又は郵送

※郵送する場合は、提出先である奈良県庁に提出書類が配達された日時が証明できる方法によること。なお、いかなる事情であっても期限を過ぎた書類は受け付けない。また、持参する際は、事前に提出予定時間を連絡すること。

#### (4) 提出物及び部数

- ①参加申込書(様式2)
- ②事業者概要書(様式3)
  - 会社概要などがあれば添付すること。
  - ・課税対象事業所の場合は、納税証明書(県税、法人税、消費税、地方消費税、市町 村税の滞納のない証明書)及び決算書(直近時期)を添付すること。
- ③企画提案書 9部(正本1部、副本8部)
  - ・様式4を表紙とすること。
  - ・副本については、提案事業者名が判別できる記載や用紙の使用を行わないこと。
  - サイズはA4又はA3版とし、下記(5)により作成すること。
- (5) 企画提案書の作成等について

企画提案書は仕様書及び、奈良県被保護者金銭管理等自立支援事業実施要綱に定める事業内容を元に、以下のとおり作成すること。なお、提案内容については選考後、地域福祉課と協議のうえ、仕様書にするものとし、運営業務の中で実施していただきます。

## ①業務全般(任意様式)

- ・事業利用者の日常生活における自立に向けて、本事業に期待されること及び担うべき ことについての考えを述べるとともに、利用者の現状について分析の上、利用者の拡大 につながる提案をすること。
- ②効果的な業務の企画(任意様式)
- ・財産の保管及び日常生活費の管理支援について、対象者の個々の課題に応じた支援を 提供し、実現性が高く、計画的かつ効果的な支援が実施できる支援方法を述べること。 また、支援方法の提案に当たって、貴法人のこれまでの取組実績などがあれば、具体的

な例示を挙げること。

- ・日常生活安定支援及び手続支援について、対象者の日常生活の安定に向けた目標及び そのための支援方法を述べること。また、支援方法の提案に当たって、貴法人のこれま での取組実績などがあれば、具体的な例示を挙げること。
- ・金銭管理教育支援について、対象者の生活実態を考慮し、将来を見据えた金銭管理教育方針を述べること。また、法人のこれまでの取組実績などがあれば、具体的な例示を 挙げること。

### ③業務の実施体制(任意様式)

- ・業務を円滑に行うことができる被保護者金銭管理等自立支援事業の活動拠点の設置及 び効果的に支援できる支援員(人材確保、資格・経験等)の配置について、具体的に 提案すること。
- ・各事業及び全体の実施スケジュール、実施内容を具体的に提案すること。
- ・業務を円滑かつ効果的に実施するため、関係機関等からなる会議の開催や関係機関と のネットワークづくりなど、連携体制について具体的に提案すること。

### ④安全管理(任意様式)

- ・安全管理について、危機管理体制、事故が生じた場合の対応手法、利用者の財産や個 人情報に関する管理手法、事案発生時の責任の所在について記載すること。
- ⑤個人情報保護等情報管理体制 (任意様式)
- ・個人情報等の管理上の効果的な対策(運用上の仕組みやルール作り)について記載すること。

#### ⑥類似業務実績(様式5)

- ・公告の日から過去5年以内の福祉又は雇用分野に関する相談支援業務の実施実績を1 件以上記載すること。
- ・成果物などがあれば正本1部に添付すること。
- ⑦委託業務実施体制(様式6)
- ⑧見積書(任意様式)
- ・積算根拠が分かるよう、経費について詳細に記載された見積書を作成し、添付すること。
- ・委託経費の費目は、給料、職員手当等、共済費、報酬、報償費、旅費、賃金、需用費 (消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、会議費、役務費(通信運搬 費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金とし、各費目ごとに算出 すること。

## (6) 共同提案

複数の事業者がグループを構成して応募する場合は、次の事項について留意すること。

- ①グループの代表となる事業者を選出し、県との連絡等については、グループの代表 となる事業者が行うこと。
- ②グループには適切な名称を付け、その名称で応募すること。
- ③上記5(4)②及び5(5)⑤については、構成員それぞれについて提出すること。
- ④当該業務に応募したグループの構成員は、他のグループの構成員となること、又は、 単独での応募を行うことはできない。

## 6 業務契約相手方の特定等

#### (1)審査方法

企画提案書の内容をもとに、別記「審査基準」に従い、県が別途設置する奈良県被保 護者金銭管理等自立支援事業審査委員会の審査を経て、本業務委託契約の相手方を特定 する。

提案が複数ある場合は、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上の者のうち最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を、最優秀提案者として選定する。

ただし、審査の結果、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある提案者は、受託事業者として特定しない。

提案者が1者の場合、評価基準による得点が6割以上で、かつ、審査委員の合議により認められたものについては、当該提案者を受託事業者として特定することとする。

ただし、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある場合は、受託事業者として特定しない。

(2) プレゼンテーション等について

提案に対する質疑及び補足説明を求めるため、提出のあった書類に基づくプレゼンテーションを実施する。

実施予定日 令和7年4月28日(月)

場 所 奈良県庁5階 第一会議室小

(時間等については、応募者に別途通知する。)

#### (3) 失格事項

提案者が次に掲げる場合に該当するときは、失格とする。

- ①上記4に示した参加資格が備わっていないとき。
- ②提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ③提出された提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補 正に応じないとき。
- ④一以上の審査項目についての記載がなかったとき。
- ⑤委託上限金額を超える見積書が提出されたとき。
- ⑥そのほか不正な行為があったとき。

#### (4) 特定結果の通知

企画提案書を提出した者に対しては、特定、非特定の旨を、書面により通知する。

## (5) 特定結果の公表

上記 6(4)の通知後、すみやかに次に掲げる事項について、奈良県ホームページへの登載により公表する。

- ①業務名、受託者の所在地・名称・代表者氏名及び審査年月日
- ②受託者・提案者毎、各評価項目毎の評価点及び合計点(ただし、受託者以外の業者名は公表しない。)

## 7 契約等

- (1) 上記により特定された者は、速やかに県と本業務に係る契約を締結すること。
- (2) 提案内容の履行については、原則として契約内容に含めるものとする。
- (3) 委託契約に当たっては、契約保証金の納付(契約金額の10%以上)が必要となる。ただし、奈良県契約規則第19条第1項各号に該当する場合はこれを免除することができる。
- (4) 契約にあたっては、その他、地方自治法や奈良県会計規則をはじめとする諸規程が適用される。
- (5) 契約内容等については、特定された者に別途通知する。
- (6) 特定後、速やかに協議を行うこと。

### 8 契約の不締結

本業務委託契約の相手方の特定後、契約締結までに本業務委託契約の相手方について、次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- (1)役員等(役員(非常勤を含む。)、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接 的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められると き。
- (5) 上記(3) 及び(4) に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に 非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約 (以下「下請契約等」という。) に当たって、その相手方が上記(1) から(5) のいず れかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記(6)に該当する場合を除く。)において、発注者が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (8) 県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入 を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なか ったとき。

#### 9 契約の解除

契約締結後であっても、契約の相手方が8の(1)から(8)までのいずれかに該当する

と認められる場合、企画提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、正当な理由なく一定期間業務を履行しない場合、契約を解除し委託者を変更することがある。

また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。

### 10 その他

- (1) 本業務の成果等は県に帰属する。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。なお、提出のあった企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案書は、提案者に無断で使用することはない。
- (4) 企画提案書等は、奈良県情報公開条例(平成13年3月奈良県条例第38号)に基づき 開示する場合がある。
- (5) 企画提案書等は、審査に必要な範囲内で複製を作成することがある。
- (6) 書類等の作成・契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (7) その他定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに、 奈良県会計規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

## 11 問い合わせ先

奈良県福祉医療部地域福祉課(上記3(6)の担当部課に同じ)

住 所:〒630-8501 奈良市登大路町30番地

電 話:0742-27-8548 FAX:0742-22-5709

メールによる連絡を希望する場合は、電話でメールアドレスを問い合わせること

## 令和7年度奈良県被保護者金銭管理等自立支援事業業務委託 事業者選定に係る審査基準

## 審查対象事項

	審査項目	審・査・基・準	配点	基本 点数	評価係数
			①×②	1	2
1	<b>業務全般</b> (10点)	① 業務全体の企画が、生活困窮者が抱える課題等を的確に見極め、本業務の目的を理解し、利用者の拡大につながる提案となっているか。	10 点	5 点	2.0
2	効果的な 業務の企画 (30点)	① 財産の保管及び日常生活費の管理支援について、対象者の個々の課題に応じた支援を提供し、実現性が高く、計画的かつ効果的な支援が実施できる企画提案となっているか。また、法人のこれまでの取組実績は有効に活用できるものであるか。		5 点	2.0
		② 日常生活安定支援及び手続支援について、対象者の日常生活 の安定に向けた目標及びそのための支援方法となっている か。また、法人のこれまでの取組実績は有効に活用できるも のであるか。	10 点	5 点	2.0
		③ 金銭管理教育支援について、対象者の生活実態を考慮し、将来を見据えた金銭管理教育となっているか。また、法人のこれまでの取組実績は有効に活用できるものであるか。	10 点	5 点	2.0
3	<b>業務の</b> 実施体制 (30点)	① 業務を円滑に行うことができる被保護者金銭管理等自立支援 事業の活動拠点を設置し、効果的に支援できる支援員(人材 確保、資格・経験等)を配置し、業務を適切に実施できるも のであるか。	10 点	5 点	2.0
		② 全体の実施スケジュール、実施内容が具体的に示され、業務 を安定的に実施できるものであるか。	10 点	5 点	2.0
		③ 業務を円滑かつ効果的に実施するため、関係機関等からなる会議の開催や関係機関とのネットワークづくりなど、連携できる体制であるか。	10 点	5 点	2.0
4	<b>安全管理</b> (10点)	① 安全管理の効果的な対策(保険等への加入)について記述されているか。	10 点	5 点	2.0
5	個人情報保護等情報 管理体制 (10点)	① 個人情報等の管理上の効果的な対策(運用上の仕組みやルール作り)について記述されているか。	10 点	5 点	2.0
6	<b>経費</b> (10点)	① 評価点数は、次の式により求める。 評価点数=10点×(最も安価な見積額÷当該提案者が提示する見積額) ※小数点以下切り捨て	10 点		
		合 計	100 点		

- ・採点方法は、上記項目ごとに合計100点満点で評価を実施する。
- ・提案が複数ある場合は、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上の者のうち最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を、最優秀提案者として選定する。
  ただし、審査の結果、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある提案

ただし、審査の結果、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある提案者は、受託事業者として特定しない。

・提案者が1者の場合、評価基準による得点が6割以上で、かつ、審査委員の合議により認められたものについては、当該提案者を受託事業者として特定することとする。

ただし、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある場合は、受託事業者として特定しない。

### 項目別配点

審査(	配点	
極めて高い	(極めて良好)	5
高い	(良好)	4
中 位	(普通)	3
やや低い	(やや不十分)	2
低い	(不十分)	1